

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1章 総則 (給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与の適用を受ける職員の給与の種類、計算期間及び支給日等については、<u>別に定める。</u></p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>第2章 俸給 (昇給)</p> <p>第17条 職員の昇給は、次条又は第19条に定めるものを除き、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第4章 諸手当 (勤勉手当)</p> <p>第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則 (給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与の適用を受ける職員の給与の種類、計算期間及び支給日等については、<u>次の各号に掲げる規程に定める。</u></p> <p>(1) <u>国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程</u> (2) <u>国立大学法人東京農工大学2号年俸制給与に関する規程</u></p> <p>第2章 俸給 (昇給)</p> <p>第17条 職員の昇給は、次条又は第19条に定めるものを除き、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績 <u>(教育職俸給表の適用を受ける職員にあっては、直近のその者の業績評価結果。以下この条において同じ。)</u> に応じて、行うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第4章 諸手当 (勤勉手当)</p> <p>第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績 <u>(教育職俸給表の適用を受ける職員にあっては、前年度実施したその者の業績評価結果。以下この条において同じ。)</u> に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	

附 則(令和2年10月1日経規程第31号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。ただし、改正後の第17条第1項及び第39条第1項の規定は、令和5年1月1日の昇給及び令和5年6月期の勤勉手当から適用する。